

平成29年第1回定例会（2月議会）
建設部 提出資料（2月16日）

建設委員会

【議案関係】

- | | | |
|---------|---------------------------------|----------|
| ○ 都市計画課 | 秋田県立都市公園条例の一部を改正する条例案
について | 1 |
| ○ 道路課 | 秋田県道路占用料徴収条例の一部を改正する
条例案について | 7 |
| ○ 港湾空港課 | 秋田県空港管理条例の一部を改正する条例案
について | 17 |
| ○ 建築住宅課 | 建築住宅課関係の条例の一部を改正する条例案
について | 19 |

秋田県立都市公園条例の一部を改正する条例案について

平成29年2月16日
都市計画課

1 改正理由

都市公園の占有に係る使用料については、県が管理する道路の占有料と同額としているため、秋田県道路占有料徴収条例の一部改正にあわせて改正する。

2 改正内容

都市公園に公園施設以外の工作物やその他の物件、又は施設を設けて都市公園を占有しようとする場合の使用料について、その額を改定するものである。

3 施行期日

平成29年4月1日

秋田県立都市公園条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新

別表（第十四条、第二十三条関係）

一 略

二 法第六条第一項又は第三項の規定により都市公園を占有する
場合の使用料

電柱 その 他 これ に 類 す る もの	区分										単位	使用料の額		
	第一種電柱	第二種電柱	第三種電柱	第一種電話柱	第二種電話柱	第三種電話柱	その他の柱	類	地上に設ける変圧器	地下に設ける変圧器		一本につき一年	占用面積一平方メートルにつき一年	秋田県立小泉 瀧公園及び秋 田県立中央公 園
	四四〇円	六八〇円	九二〇円	四〇〇円	六三〇円	八七〇円	四〇円	三九〇円	二四〇円	三〇〇円	四七〇円	三〇〇円	二七〇円	一六〇円

旧

別表（第十四条、第二十三条関係）

一 略

二 法第六条第一項又は第三項の規定により都市公園を占有する
場合の使用料

電柱 その 他 これ に 類 す る もの	区分										単位	使用料の額		
	第一種電柱	第二種電柱	第三種電柱	第一種電話柱	第二種電話柱	第三種電話柱	その他の柱	類	地上に設ける変圧器	地下に設ける変圧器		一本につき一年	占用面積一平方メートルにつき一年	秋田県立小泉 瀧公園及び秋 田県立中央公 園
	四三〇円	六六〇円	九〇〇円	三九〇円	六二〇円	八五〇円	三九円	三八〇円	二三〇円	三一〇円	四八〇円	三一〇円	二七〇円	一七〇円

ものするに類れら他このスガ、道下水管、水道											変圧塔その他これに類するもの	線類	の他	線そ	下電	、地	電線	共架						
二メートル	外径が〇・	未満のもの	二メートル	ル以上〇・	一五メートル	外径が〇・	未満のもの	五メートル	以上〇・一	一メートル	外径が〇・	未満のもの	一メートル	〇七メートル	スガ	の	〇七メートル	未満のもの	長さ一メートルにつき一年	一個につき一年	長さ一メートルにつき一年	上空に設けるもの	四円	
七一元					四七円						三六円						一七円			七九〇円				
四九円					三三円						二四円						一一円			五四〇円				三元

ものするに類れら他このスガ、道下水管、水道											変圧塔その他これに類するもの	線類	の他	線そ	下電	、地	電線	共架						
二メートル	外径が〇・	未満のもの	二メートル	ル以上〇・	一五メートル	外径が〇・	未満のもの	五メートル	以上〇・一	一メートル	外径が〇・	未満のもの	一メートル	〇七メートル	スガ	の	〇七メートル	未満のもの	長さ一メートルにつき一年	一個につき一年	長さ一メートルにつき一年	上空に設けるもの	四円	
七〇円					四六円						三五円						一六円			七七〇円				
五〇円					三四円						二五円						一二円			五六〇円				三元

標識	られる仮設工作物	催しのために設け	他これらに類する	示会、博覧会その	競技会、集会、展	公衆電話所	郵便差出箱	郵便差出箱及び信	以上〇・三	メートル未	満のもの	外径が〇・	三メートル	以上〇・四	メートル未	満のもの	外径が〇・	四メートル	以上〇・七	メートル未	満のもの	外径が〇・	七メートル	以上一メー	トル未満の	もの	外径が一メ	ートル以上	のもの		
									一本につ	占用面積	一平方メ	一平方メ	一平方メ	一平方メ	一平方メ	一平方メ	一平方メ	一平方メ	一平方メ	一平方メ	一平方メ	一平方メ	一平方メ	一平方メ	一平方メ	一平方メ	一平方メ	一平方メ	一平方メ	一平方メ	一平方メ
六三〇円				七九〇円	一七円			三三〇円									一七〇円														
四四〇円				五四〇円	七円			二二〇円									一一〇円														

標識	られる仮設工作物	催しのために設け	他これらに類する	示会、博覧会その	競技会、集会、展	公衆電話所	郵便差出箱	郵便差出箱及び信	以上〇・三	メートル未	満のもの	外径が〇・	三メートル	以上〇・四	メートル未	満のもの	外径が〇・	四メートル	以上〇・七	メートル未	満のもの	外径が〇・	七メートル	以上一メー	トル未満の	もの	外径が一メ	ートル以上	のもの			
									一本につ	占用面積	一平方メ	一平方メ	一平方メ	一平方メ	一平方メ	一平方メ	一平方メ	一平方メ	一平方メ	一平方メ	一平方メ	一平方メ	一平方メ	一平方メ	一平方メ	一平方メ	一平方メ	一平方メ	一平方メ	一平方メ	一平方メ	一平方メ
六二〇円				七七〇円	一九円			三三〇円									一六〇円															
四五〇円				五六〇円	八円			二四〇円									一一〇円															

三・四略 備考略	工事用板囲い、足場、詰所その他の工事用施設及び土石、竹木その他の工事用材料の置場	占用面積 一平方メートルにつき一月	き一年
		一七〇円	
			六七円

三・四略 備考略	工事用板囲い、足場、詰所その他の工事用施設及び土石、竹木その他の工事用材料の置場	占用面積 一平方メートルにつき一月	き一年
		一九〇円	
			七六円

秋田県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案について

平成29年2月16日
道 路 課

1 改正理由

道路法施行令の一部を改正する政令の施行にあわせて、県が管理する道路に係る占用料の額等を改正する必要がある。

2 改正内容

道路占用料は、道路使用の対価という考え方に基づいており、占用料の算定の基礎となる地価水準（固定資産税評価額）の変動を反映させるものである。

また、道路占用料は、占用物件やその所在地ごとに定められているが、今回、単価及び所在地の区分について変更する国の改正にあわせ、県条例においても同様に改正するものである。

<現行の所在地区分>	<改正後の所在地区分>
第1級地：秋田市 第2級地：能代市 <u>横手市</u> 大館市 湯沢市 潟上市 八郎潟町 第3級地：1，2級地以外の市町村	第1級地：秋田市 第2級地：能代市 大館市 湯沢市 潟上市 八郎潟町 第3級地：1，2級地以外の市町村

3 施行期日

平成29年4月1日

法第三十 二条第一 項第二号 に掲げる 物件		変圧塔その 他これに類 するもの及 び公衆電話 所	郵便差出箱 及び信書便 差出箱	差出箱	広告塔	その他のも の	年	占用面積一 平方メートル につき一 年	長さ一メー トルにつき 一年	外径が〇・ 〇七メートル 以上〇・ 一メートル 未満のもの の外径が〇・ 〇七メートル 以上〇・ 一メートル 未満のもの
		七九〇	三三〇		一、七 〇〇	七九〇			一七	二四
		六三〇	二七〇		九六〇	六三〇			一三	一九
		五四〇	二三〇		六七〇	五四〇			一一	一六
										三六
										二八
										二四

法第三十 二条第一 項第二号 に掲げる 物件		変圧塔その 他これに類 するもの及 び公衆電話 所	郵便差出箱 及び信書便 差出箱	差出箱	広告塔	その他のも の	年	占用面積一 平方メートル につき一 年	長さ一メー トルにつき 一年	外径が〇・ 〇七メートル 以上〇・ 一メートル 未満のもの の外径が〇・ 〇七メートル 以上〇・ 一メートル 未満のもの
		七七〇	三二〇		一、九 〇〇	七七〇			一六	二三
		六四〇	二七〇		一、一 〇〇	六四〇			一三	一九
		五六〇	二四〇		七六〇	五六〇			一一	一七
										三五
										二九
										二五

五メートル未満のもの	外径が〇・一五メートル以上〇・二メートル未満のもの	外径が〇・二メートル以上〇・三メートル未満のもの	満のもの	外径が〇・三メートル以上〇・四メートル未満のもの	外径が〇・四メートル以上〇・七メートル未満のもの	満のもの	外径が〇・七メートル以上〇・七メートル未満のもの	外径が〇・七メートル以上一メートル未満のもの	外径が一メートル以上	四七〇	三八〇	三三〇
										四七	三八	三三
										七一	五七	四九
										九五	七六	六五
										一七〇	一三〇	一一〇
										二四〇	一九〇	一六〇

五メートル未満のもの	外径が〇・一五メートル以上〇・二メートル未満のもの	外径が〇・二メートル以上〇・三メートル未満のもの	満のもの	外径が〇・三メートル以上〇・四メートル未満のもの	外径が〇・四メートル以上〇・七メートル未満のもの	満のもの	外径が〇・七メートル以上〇・七メートル未満のもの	外径が〇・七メートル以上一メートル未満のもの	外径が一メートル以上	四六〇	三八〇	三四〇
										四六	三八	三四
										七〇	五七	五〇
										九三	七六	六七
										一六〇	一三〇	一一〇
										二三〇	一九〇	一七〇

法第三十二條第一項第三号及び第四号に掲げる施設	法第三十條第一項第五号に掲げる施設	地下街及び地下			上空に設ける通路			地下に設ける通路	その他のもの	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その他のもの	法第三十條第一項第六号に掲げる施設	占用面積一平方メートルにつき一	年	Aに〇・〇〇五を乗じて得た額	Aに〇・〇〇八を乗じて得た額	Aに〇・〇一を乗じて得た額			
		階数	が	の	階数	が	の											階数	が	の
		一	七	〇	一	七	〇	八	七	〇	七	九	〇	七	九	〇	七			
		一	〇	九	一	〇	六	三	〇	六	三	〇	六	三	〇	六	三			
		一	七	六	一	七	五	四	〇	五	四	〇	五	四	〇	五	四			

法第三十二條第一項第三号及び第四号に掲げる施設	法第三十條第一項第五号に掲げる施設	地下街及び地下			上空に設ける通路			地下に設ける通路	その他のもの	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その他のもの	法第三十條第一項第六号に掲げる施設	占用面積一平方メートルにつき一	年	Aに〇・〇〇四を乗じて得た額	Aに〇・〇〇七を乗じて得た額	Aに〇・〇〇八を乗じて得た額			
		階数	が	の	階数	が	の											階数	が	の
		一	九	〇	一	九	〇	九	三	〇	七	七	〇	七	七	〇	七			
		一	一	〇	一	一	六	四	〇	六	四	〇	六	四	〇	六	四			
		一	七	六	一	七	五	六	〇	五	六	〇	五	六	〇	五	六			

令第七条 第一号に掲げる物件																										
七条	令第	幕(お旗ざ						標識	除く(のを	るも	であ	一チ	(ア	看板										
			日そ	祭礼	もの	他の	その	もの									ける	に設	時的	一	際し	しに	の催	の他	日そ	祭礼
ルにつ	平方	その	一月	一本					年	一本	一本	表示	月	平方	表示	月	平方	表示	平方	表示	月	平方	表示	月	平方	表示
一七				一七〇					六三〇			〇〇													一七〇	
一〇				九六					五〇〇			九六〇													九六	
七				六七					四四〇			六七〇													六七	

令第七条 第一号に掲げる物件																										
七条	令第	幕(お旗ざ						標識	除く(のを	るも	であ	一チ	(ア	看板										
			日そ	祭礼	もの	他の	その	もの									ける	に設	時的	一	際し	しに	の催	の他	日そ	祭礼
ルにつ	平方	その	一月	一本					年	一本	一本	表示	月	平方	表示	月	平方	表示	平方	表示	月	平方	表示	月	平方	表示
一九				一九〇					六二〇			〇〇													一九〇	
一一				一一〇					五一〇			〇〇													一一〇	
八				七六					四五〇			七六〇													七六	

令第七條第六号に掲げ る材料	令第七條第四号に掲げ る工事用施設及び同条 第五号に掲げる工事用 材料	令第七條第三号に掲げ る施設	令第七條第二号に掲げ る工作物	第四 号に 掲げ る工 事用 施設 にあ ては るも のを 除く もの										日	
				その もの	他の もの	その もの	の もの	断 るも の	を横 断す もの	車道 を横 断す もの	一月 一基 につき	月 ルに つき	その 面積 一 平方 メートル		
															その他 のもの
七九	一七〇	Aに〇・〇三四を乗じ て得た額	七九〇	八七〇				一、七〇〇	一月	一七〇	九六	六三	五四	六七	
	九六		六三〇	四八〇				九六〇		九六					
	六七		五四〇	三四〇				六七〇		六七					

令第七條第六号に掲げ る材料	令第七條第四号に掲げ る工事用施設及び同条 第五号に掲げる工事用 材料	令第七條第三号に掲げ る施設	令第七條第二号に掲げ る工作物	第四 号に 掲げ る工 事用 施設 にあ ては るも のを 除く もの										日	
				その もの	他の もの	その もの	の もの	断 るも の	を横 断す もの	車道 を横 断す もの	一月 一基 につき	月 ルに つき	その 面積 一 平方 メートル		
															その他 のもの
七七	一九〇	Aに〇・〇二八を乗じ て得た額	七七〇	九三〇				一、九〇〇	一月	一九〇	一一〇	六四	五六	七六	
	一一〇		六四〇	五三〇				一一〇		一一〇					
	七六		五六〇	三八〇				七六〇		七六					

設	の	建築物	令第七号に掲げる施設及び自動車駐車場	令第七号	令第七号第十一号に掲げる応急仮設建築物	令第七号第十二号に掲げる器具	令第十三号に掲げる	令第七号第十三号に掲げる	の （高架のものに限る。
				トンネルの上又は自動車専用道路					

じて得た額	じて得た額	じて得た額	Aに〇・〇二四を乗じて得た額	Aに〇・〇二四を乗じて得た額	Aに〇・〇二四を乗じて得た額	Aに〇・〇二四を乗じて得た額	Aに〇・〇二四を乗じて得た額	Aに〇・〇二四を乗じて得た額	Aに〇・〇二四を乗じて得た額	Aに〇・〇二四を乗じて得た額	Aに〇・〇二四を乗じて得た額	Aに〇・〇二四を乗じて得た額	Aに〇・〇二四を乗じて得た額	Aに〇・〇二四を乗じて得た額	Aに〇・〇二四を乗じて得た額	Aに〇・〇二四を乗じて得た額	Aに〇・〇二四を乗じて得た額	Aに〇・〇二四を乗じて得た額	Aに〇・〇二四を乗じて得た額
-------	-------	-------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------

設	の	建築物	令第七号に掲げる施設及び自動車駐車場	令第七号	令第七号第十一号に掲げる応急仮設建築物	令第七号第十二号に掲げる器具	令第十三号に掲げる	令第七号第十三号に掲げる	の （高架のものに限る。
				トンネルの上又は自動車専用道路					

じて得た額	じて得た額	じて得た額	Aに〇・〇二八を乗じて得た額	Aに〇・〇二八を乗じて得た額	Aに〇・〇二八を乗じて得た額	Aに〇・〇二八を乗じて得た額	Aに〇・〇二八を乗じて得た額	Aに〇・〇二八を乗じて得た額	Aに〇・〇二八を乗じて得た額	Aに〇・〇二八を乗じて得た額	Aに〇・〇二八を乗じて得た額	Aに〇・〇二八を乗じて得た額	Aに〇・〇二八を乗じて得た額	Aに〇・〇二八を乗じて得た額	Aに〇・〇二八を乗じて得た額	Aに〇・〇二八を乗じて得た額	Aに〇・〇二八を乗じて得た額	Aに〇・〇二八を乗じて得た額	Aに〇・〇二八を乗じて得た額
-------	-------	-------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------

備考 一 略 二 所在地とは占用物件の所在地をいい、その区分は、次のとおりとし、各年度の初日後に占用物件の所在地の区分に変更があつた場合は、同日におけるその区分によるものとする。 (一) 第一級地 略 (二) 第二級地 能代市、大館市、湯沢市、潟上市及び南秋田郡八郎潟町の区域をいう。 (三) 第三級地 略 三〇九 略	() の路面下 に設けるも の	上空に設け るもの	その他のも の	Aに〇・〇二四を乗じ て得た額	Aに〇・〇三四を乗じ て得た額

備考 一 略 二 所在地とは占用物件の所在地をいい、その区分は、次のとおりとし、各年度の初日後に占用物件の所在地の区分に変更があつた場合は、同日におけるその区分によるものとする。 (一) 第一級地 略 (二) 第二級地 能代市、横手市、大館市、湯沢市、潟上市及び南秋田郡八郎潟町の区域をいう。 (三) 第三級地 略 三〇九 略	() の路面下 に設けるも の	上空に設け るもの	その他のも の	Aに〇・〇二を乗じて 得た額	Aに〇・〇二八を乗じ て得た額

秋田県空港管理条例の一部を改正する条例案について

平成29年2月16日
港湾空港課

1 改正理由

道路交通法の一部を改正する法律の施行にあわせて、県が管理する空港の駐車場に係る所要の規定の整理を行う必要がある。

2 改正内容

秋田空港の駐車場に駐車させる自動車に、準中型自動車を加えるものである。

3 施行期日

公布の日

新	旧
<p>第十九条 別表第二に掲げる空港の駐車場に自動車（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第三条に規定する大型自動車、中型自動車、準中型自動車及び普通自動車に限る。以下同じ。）を駐車させる者から、同表に定める駐車料金を徴収する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、この限りでない。</p> <p>一・二 略</p> <p>2 略</p> <p>別表第二（第十九条関係） 表 略 備考 一 略</p> <p>二 大型自動車等駐車場には大型自動車、中型自動車及び準中型自動車を、立体駐車場、第一駐車場、第二駐車場又は第三駐車場（以下「立体駐車場等」という。）には普通自動車を駐車させるものとする。ただし、立体駐車場等に駐車させることが不適当と認められる構造の普通自動車については、この限りでない。</p> <p>三〇五 略</p>	<p>第十九条 別表第二に掲げる空港の駐車場に自動車（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第三条に規定する大型自動車、中型自動車及び普通自動車に限る。以下同じ。）を駐車させる者から、同表に定める駐車料金を徴収する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、この限りでない。</p> <p>一・二 略</p> <p>2 略</p> <p>別表第二（第十九条関係） 表 略 備考 一 略</p> <p>二 大型自動車等駐車場には大型自動車及び中型自動車を、立体駐車場、第一駐車場、第二駐車場又は第三駐車場（以下「立体駐車場等」という。）には普通自動車を駐車させるものとする。ただし、立体駐車場等に駐車させることが不適当と認められる構造の普通自動車については、この限りでない。</p> <p>三〇五 略</p>

建築住宅課関係の条例の一部を改正する条例案について

平成29年2月16日
建築住宅課

1 秋田県低炭素建築物新築等計画認定等手数料徴収条例の一部を改正する条例案

(1) 改正理由

住宅以外の建築物に係る低炭素建築物新築等計画の認定について、モデル建物評価方法※が認められたことから、当該方法による場合の手数料を定める必要がある。

※モデル建物評価方法：建物用途ごとに設定されたモデル建物の建物形状や室用途構成により簡易に評価する方法で、評価に係る手間が削減される。

(2) 内容及び施行期日

- ・手数料の額（面積区分により額が異なる）

89,000円 ～ 448,000円

- ・平成29年4月1日から施行

2 秋田県建築物エネルギー消費性能向上計画認定等手数料徴収条例の一部を改正する条例案

(1) 改正理由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行により、平成29年4月1日以降に、住宅以外で床面積が2,000㎡以上の大規模な建築物の新築等を行う場合は、エネルギー消費性能に適合させる必要があり、当該エネルギー消費性能適合性の判定を受けようとする者から手数料を徴収する必要がある。

(2) 内容及び施行期日

- ・規制措置であるエネルギー消費性能適合性判定の施行に伴い、題名を「秋田県建築物エネルギー消費性能適合性判定等手数料徴収条例」に改める。

- ・手数料の額（面積区分により額が異なる）

①工場等の建築物 39,000円 ～ 202,000円

(34,000円 ～ 194,000円)

②工場等以外の建築物 323,000円 ～ 763,000円

(129,000円 ～ 381,000円)

()内は、モデル建物評価方法で適合性を確認した場合の額

- ・平成29年4月1日から施行

新	旧
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第一条 県は、次の各号に掲げる認定を受けようとする者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>一 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号。以下「法」という。）第五十四条第一項の規定による法第五十三条第一項に規定する低炭素建築物新築等計画（以下「計画」という。）の認定 申請一件につき 次に掲げる計画の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(一) 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用に供する部分（以下「非住宅部分」という。）を有しないものに限る。以下同じ。）に係る計画 三万四千元（計画が法第五十四条第一項各号（法第五十五条第二項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合することを、知事が認める者が証する書類（以下「適合証」という。）を提出する場合にあつては、五千元）</p> <p>(二)・(三) 略</p> <p>(四) 複合建築物の建築物全体又は当該建築物全体及びその住戸の部分に係る計画 計画に係る建築物全体の住戸の総数に係る別表第一の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める額、その共用部分（非住宅部分に係るものを除く。次号四イにおいて同じ。）の床面積に係る別表第二の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める額及びその非住宅部分の床面積に係る別表第三の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の中欄に定める額（当該計画が法第五十四条第一項第一号に掲げる基準に適合することについて知事が認める方法により行われる場合にあつては、それぞれ同表の下欄に定める額）を合算した額</p> <p>(五) 人の居住の用以外の用に供する建築物に係る計画 計画に係る建築物全体の床面積に係る別表第三の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額（当該計画に係る非住宅部分が法第五十四条第一項第一号に掲げる基準に適合す</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第一条 県は、次の各号に掲げる認定を受けようとする者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>一 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号。以下「法」という。）第五十四条第一項の規定による法第五十三条第一項に規定する低炭素建築物新築等計画（以下「計画」という。）の認定 申請一件につき 次に掲げる計画の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(一) 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用に供する部分（以下「非住宅部分」という。）を有しないものに限る。以下同じ。）に係る計画 三万四千元（計画が法第五十四条第一項各号に掲げる基準に適合することを、知事が認める者が証する書類（以下「適合証」という。）を提出する場合にあつては、五千元）</p> <p>(二)・(三) 略</p> <p>(四) 複合建築物の建築物全体又は当該建築物全体及びその住戸の部分に係る計画 計画に係る建築物全体の住戸の総数に係る別表第一の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める額、その共用部分（非住宅部分に係るものを除く。次号四イにおいて同じ。）の床面積に係る別表第二の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める額及びその非住宅部分の床面積に係る別表第三の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める額を</p> <p>(五) 人の居住の用以外の用に供する建築物に係る計画 計画に係る建築物全体の床面積に係る別表第三の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額</p>

ることについて知事が認める方法により行われる場合にあつては、それぞれ同表の下欄に定める額)

二 法第五十五条第一項の規定による計画の変更の認定 申請一件につき 次に掲げる変更の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(一) 略

(四) 前号(四)に掲げる計画の変更 次に掲げる額を合算した額

ア・イ 略

ウ 非住宅部分に係る計画の変更にあつては、変更に係る非住宅部分につきその変更後の床面積に係る別表第三の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の中欄に定める額(変更後の計画に係る非住宅部分が法第五十五条第二項において準用する法第五十四条第一項第一号に掲げる基準に適合することについて知事が認める方法により行われる場合にあつては、それぞれ同表の下欄に定める額)に二分の一を乗じて得た額

(五) 前号(五)に掲げる計画の変更 変更後の建築物全体の床面積に係る別表第三の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の中欄に定める額(変更後の計画が法第五十五条第二項において準用する法第五十四条第一項第一号に掲げる基準に適合することについて知事が認める方法により行われる場合にあつては、それぞれ同表の下欄に定める額)に二分の一を乗じて得た額

2・3 略

別表第三(第一条関係)

一	三百平方メートル以内の場合	二十万九千円(適合証を提出する場合は、九千円)	八万九千円(適合証を提出する場合は、九千円)
二	三百平方メートルを超え、二千平方メートル以内	三十六万九千円(適合証を提出する場合は、九千円)	十五万円(適合証を提出する場合は、九千円)

二 法第五十五条第一項の規定による計画の変更の認定 申請一件につき 次に掲げる変更の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(一) 略

(三) 略

(四) 前号(四)に掲げる計画の変更 次に掲げる額を合算した額

ア・イ 略

ウ 非住宅部分に係る計画の変更にあつては、変更に係る非住宅部分につきその変更後の床面積に係る別表第三の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める額

(五) 前号(五)に掲げる計画の変更 変更後の建築物全体の床面積に係る別表第三の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める額

2・3 略

別表第三(第一条関係)

一	三百平方メートル以内の場合	二十万九千円(適合証を提出する場合は、九千円)	に二分の一を乗じて得た額
二	三百平方メートルを超え、二千平方メートル以内	三十六万九千円(適合証を提出する場合は、九千円)	に二分の一を乗じて得た額

				の場合
三	二千平方メートルを超え、五千平方メートル以内の場合	五十二万四千元(適合証を提出する場合には、七万七千元)	二十四万三千元(適合証を提出する場合には、七万七千元)	提出する場合にあっては、二万六千円)
四	五千平方メートルを超え、一万平方メートル以内の場合	六十四万二千元(適合証を提出する場合には、十二万二千元)	三十一万八千元(適合証を提出する場合には、十二万二千元)	
五	一万平方メートルを超え、二万五千平方メートル以内の場合	七十五万六千元(適合証を提出する場合には、十五万四千元)	三十八万二千元(適合証を提出する場合には、十五万四千元)	
六	二万五千平方メートルを超える場合	八十六万三千元(適合証を提出する場合には、十九万二千元)	四十四万八千元(適合証を提出する場合には、十九万二千元)	

				の場合
三	二千平方メートルを超え、五千平方メートル以内の場合	五十二万四千元(適合証を提出する場合には、七万七千元)		二万六千円)
四	五千平方メートルを超え、一万平方メートル以内の場合	六十四万二千元(適合証を提出する場合には、十二万二千元)		
五	一万平方メートルを超え、二万五千平方メートル以内の場合	七十五万六千元(適合証を提出する場合には、十五万四千元)		
六	二万五千平方メートルを超える場合	八十六万三千元(適合証を提出する場合には、十九万二千元)		

新	旧
<p>例 秋田県建築物エネルギー消費性能適合性判定等手数料徴収条例</p> <p>(手数料の徴収)</p> <p>第一条 県は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号。以下「法」という。）の規定により法第十二条第一項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下「判定」という。）を受けようとする者等から、手数料を徴収する。</p> <p>(手数料の額)</p> <p>第二条 手数料の額は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 法第十二条第一項又は第十三条第二項の判定 提出又は通知一件につき 次に掲げる法第十二条第一項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画（以下「確保計画」という。）の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(一) 非住宅建築物（非住宅部分（法第十一条第一項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。）を有する建築物（複合建築物（非住宅部分及び住宅部分（同項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。）を有する建築物をいう。以下同じ。）を除く。）をいう。以下同じ。）又は複合建築物の非住宅部分に係る確保計画（当該確保計画に係る非住宅建築物全体又は非住宅部分の用途が工場、倉庫その他知事が認めるもの（二）において「工場等」という。）であるものに限る。） 確保計画に係る非住宅建築物全体の床面積又は非住宅部分の床面積に係る別表第一の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額（当該確保計画が法第二条第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下「建築物エネルギー消費性能基準」という。）に適合するものに限る。）</p>	<p>例 秋田県建築物エネルギー消費性能向上計画認定等手数料徴収条例</p> <p>(手数料の徴収)</p> <p>第一条 県は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号。以下「法」という。）の規定により法第二十九条第一項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画（以下「計画」という。）の認定を受けようとする者等から、手数料を徴収する。</p> <p>(手数料の額)</p> <p>第二条 手数料の額は、次の各号に掲げる認定の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p>

費性能基準」という。)に適合することについて知事が認める方法により行われる場合にあつては、それぞれ同表の下欄に定める額)

(二) 非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分に係る確保計画(当該確保計画に係る非住宅建築物全体又は非住宅部分の用途が工場等であるものを除く。) 確保計画に係る非住宅建築物全体の床面積又は非住宅部分の床面積に係る別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額(当該確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合することについて知事が認める方法により行われる場合にあつては、それぞれ同表の下欄に定める額)

二 法第十二条第二項若しくは第十三条第三項の確保計画の変更に係る判定又は確保計画の変更が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成二十八年国土交通省令第五号。以下「省令」という。)第三条(省令第七条第二項において準用する場合を含む。)の軽微な変更に該当していることを証する書面の交付 提出若しくは通知又は申請一件につき 次に掲げる変更の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(一) 前号(一)に掲げる確保計画の変更 変更に係る非住宅建築物全体の床面積又は非住宅部分の床面積に係る別表第一の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の中欄に定める額に二分の一を乗じて得た額(変更後の確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合することについて知事が認める方法により行われる場合にあつては、それぞれ同表の下欄に定める額に二分の一を乗じて得た額)

(二) 前号(二)に掲げる確保計画の変更 変更に係る非住宅建築物全体の床面積又は非住宅部分の床面積に係る別表第二の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の中欄に定める額に二分の一を乗じて得た額(変更後の確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合することについて知事が認める方法により行われる場合にあつては、それぞれ同表の下欄に定める額に二分の一を乗じて得た額)

三 法第三十条第一項の規定による法第二十九条第一項に規定す

一 法第二十九条第一項の規定による計画

る建築物エネルギー消費性能向上計画（以下「向上計画」という。）の認定 申請一件につき 次に掲げる向上計画の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(一) 一戸建ての住宅（非住宅部分

を有しないものに限る。

以下同じ。）に係る向上計画 二万九千円（当該向上計画が法第三十条第一項各号に掲げる基準に適合することを、知事が認める者が証する書類を提出する場合には、五千円

(二) 共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅であつて

非住宅部分を有しないもの（以下「共同住宅等」という。）又は複合建築物

の住宅部分に係る向上計画 向上計画に係る建築物全体の住戸の総数に係る別表第三の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額

(三) 複合建築物に係る向上計画 向上計画に係る建築物全体の住戸の総数に係る別表第三の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額及びその非住宅部分の床面積に係る別表第四の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額（当該向上計画に係る非住宅部分が法第三十条第一項第一号に掲げる基準に適合することについて知事が認める方法により行われる場合にあっては、それぞれ同表の下欄に定める額）を合算した額

四 非住宅建築物

又は複合建築物の非住宅部分に係る向上計画 向上計画に係る非住宅建築物全体の床面積又は非住宅部分の床面積に係る別表第四の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額（当該向上計画が法第三十条第一項第一号に掲げる基準に適合することについて知事が認める方法により行われる場合にあっては、それぞれ同表の下欄に定める額）

法第三十一条第二項において準用する法第三十条第一項の規

四

の認定 申請一件につき 次に掲げる計画の区分 に応じ、それぞれ次に定める額

(一) 一戸建ての住宅（非住宅部分（法第十一条第一項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。）を有しないものに限る。以下同じ。）に係る計画 二万九千円（当該計画が法第三十条第一項各号に掲げる基準に適合することを、知事が認める者が証する書類を提出する場合には、五千円

(二) 共同住宅、長屋その他一戸建て住宅 以外の住宅であつて

非住宅部分を有しないもの（以下「共同住宅等」という。）又は住宅部分（法第十一条第一項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。）と非住宅部分を有する建築物（以下「複合建築物」という。）の住宅部分に係る計画 計画に係る建築物全体の住戸の総数に係る別表第一の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額

(三) 複合建築物に係る計画 計画に係る建築物全体の住戸の総数に係る別表第一の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額及びその非住宅部分の床面積に係る別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額（当該計画に係る非住宅部分が法第三十条第一項第一号に掲げる基準に適合することについて知事が認める方法により行われる場合にあっては、それぞれ同表の下欄に定める額）を合算した額

四 非住宅建築物（非住宅部分を有する建築物（複合建築物を除く。）をいう。以下同じ。）又は複合建築物の非住宅部分に係る計画 計画に係る非住宅建築物全体の床面積又は非住宅部分の床面積に係る別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額（当該計画が法第三十条第一項第一号に掲げる基準に適合することについて知事が認める方法により行われる場合にあっては、それぞれ同表の下欄に定める額）

法第三十一条第一項

二

の規

定による向上計画の変更の認定 申請一件につき 次に掲げる変更の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- (一) 前号(一)に掲げる向上計画の変更 一万四千五百円(変更後の向上計画が法第三十一条第二項において準用する法第三十条第一項各号に掲げる基準に適合することを、知事が認める者が証する書類を提出する場合にあつては、二千五百円)
- (二) 前号(二)に掲げる向上計画の変更 変更に係る建築物全体の住戸の総数に係る別表第三の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の中欄に定める額に二分の一を乗じて得た額
- (三) 前号(三)に掲げる向上計画の変更 次に掲げる額を合算した額

(1) 住宅部分に係る向上計画の変更にあつては、変更に係る建築物全体の住戸の総数に係る別表第三の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の中欄に定める額に二分の一を乗じて得た額

(2) 非住宅部分に係る向上計画の変更にあつては、変更に係る非住宅部分の床面積に係る別表第四の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の中欄に定める額に二分の一を乗じて得た額(変更後の向上計画に係る非住宅部分が法第三十一条第二項において準用する法第三十条第一項第一号に掲げる基準に適合することについて知事が認める方法により行われる場合にあつては、それぞれ同表の下欄に定める額に二分の一を乗じて得た額)

(四) 前号(四)に掲げる向上計画の変更 変更に係る非住宅建築物全体の床面積又は非住宅部分の床面積に係る別表第四の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の中欄に定める額に二分の一を乗じて得た額(変更後の向上計画が法第三十一条第二項において準用する法第三十条第一項第一号に掲げる基準に適合することについて知事が認める方法により行われる場合にあつては、それぞれ同表の下欄に定める額に二分の一を乗じて得た額)

五 法第三十六条第二項の規定による建築物が建築物エネルギー消費性能基準

定による計画の変更の認定 申請一件につき 次に掲げる変更の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- (一) 前号(一)に掲げる計画の変更 一万四千五百円(変更後の計画が法第三十一条第二項において準用する法第三十条第一項各号に掲げる基準に適合することを、知事が認める者が証する書類を提出する場合にあつては、二千五百円)
- (二) 前号(二)に掲げる計画の変更 変更に係る建築物全体の住戸の総数に係る別表第一の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の中欄に定める額に二分の一を乗じて得た額
- (三) 前号(三)に掲げる計画の変更 次に掲げる額を合算した額

(1) 住宅部分に係る計画の変更にあつては、変更に係る建築物全体の住戸の総数に係る別表第一の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の中欄に定める額に二分の一を乗じて得た額

(2) 非住宅部分に係る計画の変更にあつては、変更に係る非住宅部分の床面積に係る別表第二の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の中欄に定める額に二分の一を乗じて得た額(変更後の計画に係る非住宅部分が法第三十一条第二項において準用する法第三十条第一項第一号に掲げる基準に適合することについて知事が認める方法により行われる場合にあつては、それぞれ同表の下欄に定める額に二分の一を乗じて得た額)

(四) 前号(四)に掲げる計画の変更 変更に係る非住宅建築物全体の床面積又は非住宅部分の床面積に係る別表第二の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の中欄に定める額に二分の一を乗じて得た額(変更後の計画が法第三十一条第二項において準用する法第三十条第一項第一号に掲げる基準に適合することについて知事が認める方法により行われる場合にあつては、それぞれ同表の下欄に定める額に二分の一を乗じて得た額)

三 法第三十六条第一項の規定による当該建築物について法第二十三条に規定する建築物エネルギー消費性能基準(以下単に

に適合している旨の認定 申請一件につき 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(一) 一戸建ての住宅 別表第五の上欄に定める額(当該建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合することについて知事が認める方法により行われる場合にあつては、同表の下欄に定める額)

(二) 共同住宅等 当該建築物全体の住戸の総数に係る別表第三の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額(当該建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合することについて知事が認める方法により行われる場合にあつては、それぞれ同表の下欄に定める額)

(三) 複合建築物 当該建築物全体の住戸の総数に係る別表第三の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の中欄に定める額(当該建築物に係る住宅部分が建築物エネルギー消費性能基準に適合することについて知事が認める方法により行われる場合にあつては、それぞれ同表の下欄に定める額)及びその非住宅部分の床面積に係る別表第四の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の中欄に定める額(当該建築物に係る非住宅部分が建築物エネルギー消費性能基準に適合することについて知事が認める方法により行われる場合にあつては、それぞれ同表の下欄に定める額)を合算した額

(四) 非住宅建築物 当該建築物全体の床面積に係る別表第四の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額(当該建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合することについて知事が認める方法により行われる場合にあつては、それぞれ同表の下欄に定める額)

2 一の建築物の住宅部分について省令第二十三条第一項

に規定する添付図書が共通である複数の向上計画の認定の申請が同時に行われる場合の料の額は、前項第三号(二)又は(三)に定める額(住宅部分に係るものに限る。)を当該申請の数で除した額とする。

「建築物エネルギー消費性能基準」という。)に適合している旨の認定 申請一件につき 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(一) 一戸建ての住宅 別表第三の上欄に定める額(当該建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合することについて知事が認める方法により行われる場合にあつては、同表の下欄に定める額)

(二) 共同住宅等 当該建築物全体の住戸の総数に係る別表第一の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額(当該建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合することについて知事が認める方法により行われる場合にあつては、それぞれ同表の下欄に定める額)

(三) 複合建築物 当該建築物全体の住戸の総数に係る別表第一の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の中欄に定める額(当該建築物に係る住宅部分が建築物エネルギー消費性能基準に適合することについて知事が認める方法により行われる場合にあつては、それぞれ同表の下欄に定める額)及びその非住宅部分の床面積に係る別表第二の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の中欄に定める額(当該建築物に係る非住宅部分が建築物エネルギー消費性能基準に適合することについて知事が認める方法により行われる場合にあつては、それぞれ同表の下欄に定める額)を合算した額

(四) 非住宅建築物 当該建築物全体の床面積に係る別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額(当該建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合することについて知事が認める方法により行われる場合にあつては、それぞれ同表の下欄に定める額)

2 一の建築物の住宅部分について建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成二十八年国土交通省令第五号。以下「省令」という。)第一条第一項に規定する添付図書が共通

である複数の計画の認定の申請が同時に行われる場合の料の額は、前項第一号(二)又は(三)に定める額(住宅部分に係るものに限る。)を当該申請の数で除した額とする。

3 一の建築物の住宅部分について省令第二十七条に規定する添付図書が共通である複数の向上計画の変更の認定の申請が同時に行われる場合の手数料の額は、第一項第四号(二)に定める額又は同号(三)(1)に掲げる額に二分の一を乗じて得た額を当該申請の数で除した額とする。

4 法第三十条第二項(法第三十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による申出(以下「確認の申出」という。)が行われる場合の手数料の額は、第一項第三号又は第四号に定める額に当該確認の申出に係る建築物の床面積の合計を建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第六条第一項の規定による申請に係る建築物の床面積の合計とみなして秋田県建築基準法関係手数料徴収条例(平成十二年秋田県条例第百八号)別表一の項に定める額を加算した額とする。

5・6 略

第三条 手数料は、提出若しくは通知又は申請のあったときに徴収する。

別表第一(第二条関係)

一	三百平方メートル以上 二千平方メートル未満の場合	三万九千円	三万四千円
二	二千平方メートル以上 五千平方メートル未満の場合	九万円	八万四千円
三	五千平方メートル以上 一万平方メートル未満の場合	十三万三千元	十二万七千元
四	一万平方メートル以上 二万五千平方メートル未満の場合	十六万四千元	十五万七千元

3 一の建築物の住宅部分について省令第五条に規定する添付図書が共通である複数の計画の変更の認定の申請が同時に行われる場合の手数料の額は、第一項第二号(二)に定める額又は同号(三)(1)に掲げる額に二分の一を乗じて得た額を当該申請の数で除した額とする。

4 法第三十条第二項(法第三十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による申出(以下「確認の申出」という。)が行われる場合の手数料の額は、第一項第一号又は第二号に定める額に当該確認の申出に係る建築物の床面積の合計を建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第六条第一項の規定による申請に係る建築物の床面積の合計とみなして秋田県建築基準法関係手数料徴収条例(平成十二年秋田県条例第百八号)別表一の項に定める額を加算した額とする。

5・6 略

第三条 手数料は、申請のあったときに徴収する。

	トル未満の場合		
五	二万五千平方メートル以上の場合	二十万二千元	十九万四千元

別表第二（第二条関係）

一	三百平方メートル以上二千平方メートル未満の場合	三十二万三千元	十二万九千元
二	二千平方メートル以上五千平方メートル未満の場合	四十六万円	二十万八千元
三	五千平方メートル以上一万平方メートル未満の場合	五十六万六千元	二十七万千元
四	一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満の場合	六十六万九千元	三十二万五千元
五	二万五千平方メートル以上の場合	七十六万三千元	三十八万千元

別表第三（第二条関係）

(表略)

備考 この表において「適合証」とは、第二条第一項第三号又は第四号に掲げる認定の申請の場合にあつては向上計画又は変更後の向上計画に係る住宅部分が法第三十条第一項各号（法第三

別表第一（第二条関係）

(表略)

備考 この表において「適合証」とは、第二条第一項第一号又は第二号に掲げる認定の申請の場合にあつては計画又は変更後の計画に係る住宅部分が法第三十条第一項各号（法第三

十一條第二項において準用する場合を含む。)に掲げる基準に適合することを、第二條第一項第五号に掲げる認定の申請の場合にあつては建築物に係る住宅部分が建築物エネルギー消費性能基準に適合することを、それぞれ知事が認める者が証する書類をいう。

別表第四(第二條關係)

(表略)

備考 この表において「適合証」とは、第二條第一項第三号又は第四号に掲げる認定の申請の場合にあつては向上計画又は変更後の向上計画に係る非住宅部分が法第三十條第一項各号(法第三十條第二項において準用する場合を含む。)に掲げる基準に適合することを、第二條第一項第五号に掲げる認定の申請の場合にあつては建築物に係る非住宅部分が建築物エネルギー消費性能基準に適合することを、それぞれ知事が認める者が証する書類をいう。

別表第五(第二條關係) 略

十一條第二項において準用する場合を含む。)に掲げる基準に適合することを、第二條第一項第三号に掲げる認定の申請の場合にあつては建築物に係る住宅部分が建築物エネルギー消費性能基準に適合することを、それぞれ知事が認める者が証する書類をいう。

別表第二(第二條關係)

(表略)

備考 この表において「適合証」とは、第二條第一項第一号又は第二号に掲げる認定の申請の場合にあつては計画又は変更後の計画に係る非住宅部分が法第三十條第一項各号(法第三十條第二項において準用する場合を含む。)に掲げる基準に適合することを、第二條第一項第三号に掲げる認定の申請の場合にあつては建築物に係る非住宅部分が建築物エネルギー消費性能基準に適合することを、それぞれ知事が認める者が証する書類をいう。

別表第三(第二條關係) 略